## 市川市における障害者の相談支援体制について

## 1. 現状と課題

## (1) 市の相談支援について

- ○障害者総合支援法において、「一般的な相談支援(市町村相談)」は、市町村の地域生活支援事業に位置づけられ、障害のある人やその家族、関係者等にとっての最初の相談の入り口としての役割を担っている。そこでは相談の内容を受け止め、ニーズを分析した上で適切な情報提供や助言、関係機関との連絡調整や権利擁護のための必要な援助を行うこととされている。
- ○市川市では、市直営の相談窓口が3ヶ所(障害者支援課・南八幡メンタルサポートセンター・障害者地域生活支援センター)あり、ここで「一般的な相談支援(市町村相談)」を実施している。
- →「何をどこに相談すればよいか?」がわかりにくい。また障害分野以外 (子 ども、教育、介護、地域福祉等)との連携が十分に機能していない。
- ○直営の窓口のうち、障害者支援課では、手続き事務(手帳の申請・交付、サービスの申請・調査・支給決定、各種助成や手当・給付の申請・決定等)も 行っている。
- ○また、障害者支援課に直営にて「障害者虐待防止センター」を設置し、他の 2か所の窓口との連携のもとで運営している。
- →高齢者虐待や児童虐待に比べて通報につながる件数が少なく、その実態や背景を分析した上で仕組みを検討する必要がある。
- ○一般的な相談支援のうち、特に積極的な訪問を中心とした支援や、夜間・休日の支援、アパートへの入居支援、また関係機関とのネットワーク構築に対して「基幹型支援センターえくる」を設置、「障害者総合相談支援業務委託」として実施している。
- →サービスにつながりにくい人への支援のあり方が見いだせない。自主的に活動したい人、学びたい人の受け皿がない(えくるリピーターの増加)。
- →平成25年度における「えくる」継続利用の249名の中で124名(49.8%)が、 家族や人間関係がうまくいかず、実態としては一人でいる寂しさや誰かとの つながり、話を聞いてくれる場所を求めていると思われる。また保健・医療 の情報が欲しい人79名(31.8%)や経済的な支援(手当や給付)の情報が欲し い人70名(28%)及び障害との付き合い方を学びたい人60名(24.3%)など、複 合的な問題を抱え情報を求めている人も多く見受けられる。
- →積極的な訪問を中心とした支援のニーズは増加する一方、アパートへの入居 支援については、指定一般相談支援や指定特定相談支援の事業においても取

り組むことは可能となってきており、「障害者総合相談支援業務委託」の具体的なあり方について検証する必要がある。

- ○就労に関する相談や就労支援(就職支援・アフターケア)については、「障害者就労支援センターアクセス」を設置し、「障害者就労支援業務委託」として 実施している。またワーカーズトーク(仕事を持つ障害者の自助グループ) の設立を支援した。
- →就労移行支援事業所等の活動もあり就職者は増加しているが、就職した後の 支援体制が十分に整えられていない(生活の支援は誰が担うのか?)
- →「アクセス」については、平成 26 年 10 月の段階で、職員 5 名に対してアフター登録者は 333 名。そのうちアクセスが仕事以外の支援(日常的な相談対応から受診同行、年金更新手続き、金銭管理、人間関係など)に関わっている人が 142 名。同様の支援が今すぐ必要ながら、マンパワーの限界から支援が行えていない人が 22 名。合計 164 名 (49.2%)が生活支援を必要としている。

またアフター登録者の年齢構成で見ると、現時点では比較的生活支援ニーズの少ない 20 代が約 40%を占めていること。毎年 30~40 名ずつ新規でアフター登録者が増えていることを考えると、今後質量ともに、加速度的に生活支援ニーズが高まることが見通される。通常の職場定着支援以外の、生活支援ニーズを持つ人たちへの対応は、解決すべき明確な課題となっている。

## (2) 指定特定相談支援(計画相談支援)について

- ○平成26年9月時点で、サービス等利用計画を作成することができる市内の民間の指定特定相談支援事業所の数は21ヶ所、相談支援専門員の人数は60名となっている。しかし、他の業務と兼務している相談支援専門員が大半である。
- ○市川市の障害福祉サービス利用者約2千名のうち、9月現在で約6割にサービス等利用計画が作成されているが、そのうち5割がセルフプランとなっている。
- →約2千人の利用者に対し60名の相談支援専門員で全てサービス等利用計画を作成すると、相談支援専門員1人あたり33名の計画立案が必要となるが、兼務で33名の対応は困難。また、ニーズや本人の状態とサービスのミスマッチ、サービス提供事業所と相談支援専門員の役割分担や連携等の課題などがあげられている。
- ○課題への対応として、現在に至るまでに市では「関係機関への相談支援事業 参入呼びかけ」「県の相談支援従事者研修の案内」「自立支援協議会(相談支援部会)を活用した取り組み」などを進めてきた。

- ○「相談支援ガイドラインの作成と研修の実施」「障害児・者相談支援事業所連絡協議会の設立・運営支援」「グループスーパービジョンの実施」などは、相談支援部会が主体となった取り組みとなっている。
- →相談支援事業は、計画を作成するまでの間の関わりに時間がかかるにも関わらず報酬上で十分に評価されていない等により、事業所を運営する法人側にとっては新規参入に慎重にならざるを得ず、また専従体制をおくことに限界がある等、制度上の課題が大きな壁となって、質量ともに広がっているとは言い難い現状がある。
- →こうした状況を踏まえ、今後、市川市として計画相談支援の取り扱いをどのように考えるのか、支給決定や事業所運営のバックアップ等のあり方等を含め、検討していく必要がある。

## (3) 指定一般相談支援(地域相談支援)について

- ○精神科病院からの退院支援が個別給付制度に移行したことにより、取り組みの裾野が広がり、市内でも 7 箇所の事業所が地域移行支援の指定を受けている。また、県の取り組みとしては圏域連携コーディネーターや地域移行支援協議会を中心とした障害保健福祉圏域の体制整備を進めるとともに、地域移行・定着協力病院の指定や遠隔地退院支援事業などが予定されている。また、国においては、市町村でも地域移行・地域定着推進協議会を設置する方針が示されている。
- →第 2 次ハートフルプラン素案において、市としての精神障害者の地域移行目標値を設定したが、その目標を達成するために一般相談支援の活用を位置づけるべきである。また、国の方針を見極めつつ協議会のあり方について検討すべきである。
- →精神科病院長期入院者の地域移行支援にあたり、一般相談支援を重要な機能 と位置づけ、具体的な対象者像や支給決定のあり方等について整理をした上 で、特に医療機関に対して普及をはかる必要がある。
- ○地域定着支援については、病院から地域移行した人や地域生活が不安定な人 への見守りや緊急時対応を行う事業として位置づけられている。
- →しかし支給決定基準が明確でないことや、市町村相談の機能と重なる部分も あることから、市の相談支援体制全体の中での位置づけを整理する必要があ る。
- ○入院経験のある当事者が直接病棟に出向いて地域生活の体験などを伝えるピアの活動も、地域移行支援にあたって効果をもたらしている。
- →地域移行支援の取り組みの中に、ピアサポーターによる活動を位置づける必要がある。

## (4) 障害児相談支援について

- ○障害児支援にあたっては、早期から様々な関係機関が関わっていて、特に医療や保健、教育、福祉等の公的機関が重要な役割を果たしている。
- ○幼児期から学齢期、青年期へのライフステージの移行期における「つなぎの支援」の必要性が言われて久しいが、就学や学校生活に関する支援体制と放課後生活を含めた地域 生活の為の支援体制について、連携体制の整備が進んでいない実情がある。
- ○障害児とその家族が利用できる支援やサービスについて、根拠法や所管する 行政機関が 複数にまたがっているため、利用者は複数の行政機関や窓口に 出向く必要がある。
- →所管する行政機関や関係機関が一同に会して、障害児に関する地域課題や問題意識を共有する横断的な公的協議機関を設置して、官民協働で障害児支援に関する地域課題の解決や解消に向けた具体的な検討を進めることが必要とされている。
- →その人の支援に必要な情報について、ライフステージを通じて集積され引き継がれていくための具体的なツール(いわゆる「ライフサポートファイル」のような)の整備や活用について、検討を行う必要がある。
- ○発達障害や難病等の子ども達が支援の対象として理解されるようになり、支援を必要としている子どもや保護者が確実に増えてきている。
- →児童一般施策を含め、「育ちにくい」「育てにくい」子どもとその保護者が、 早期から適切に支援につながるための地域の支援体制やシステムの整備が必 要である。
- →我が子の障害理解や受容が出来ない時期の支援のあり方を検討する必要がある。
- →いわゆる「気になる子」を含む障害児の発達や養育に関する、相談の場や機関の更なる整備や普及が必要である。
- ○障害児支援を提供する施設や事業所が増加してきている一方で、支援やサービスの需給のミスマッチや質の向上が課題となってきている。
- ○障害児相談支援について、利用者への周知や普及が進んでいない。
- →障害児に関する相談支援体制の普及と整備により、保護者に対する適切な情報提供や支援サービスの利用を促していくことが必要である。
- →障害児支援利用計画作成にあたりセルフプランの割合が多くなっているが、 セルフプランの作成支援や作成された計画書の取り扱い等について、作成し た保護者に対する具体的な関与が必要である。
- ○障害児とその家族に対する、地域社会の無理解や誤解、偏見があり、そこか

ら二次的な課題やニーズが発生しているケースも少なくないのではないか。

→市民の方々の更なる関心や理解を促すような啓発活動への取り組みが必要である。

## (5)権利擁護について

- ○「後見相談担当室」を社会福祉協議会に設置し「成年後見相談支援等業務委 託」として実施している。
- →第三者後見のニーズが高まっているが、専門職後見だけで担っていくことに は限界があり、法人後見や市民後見を含めた公共性の高い第三者後見の仕組 みづくりについて、高齢分野と協働してあり方を検討し、具体的な仕組みづ くりに取り組んでいくことが課題となっている。

## (6) その他の課題について

- ○重症心身障害(医療的ケアを含む)や高次脳機能障害、難病などの、ノウハウが十分に普及しているとはいいがたい相談支援のあり方については、引き続き自立支援協議会等において、検討を進めていく。
- ○入所施設からの地域移行については、混乱なく安心して生活できる居住の場が地域の中に整備されることが前提となる。最近では、強度行動障害等の困難を抱える人を受け入れるグループホーム等の先行例も近隣市においてみられ、生活支援部会と連携しながら整備の方策を検討していく必要がある。

## 2. 市川市における今後の相談支援体制のあり方(提言)

## (1) 提言の前提として

- ○直営の相談支援事業と障害者虐待防止センター、基幹型支援センターえくる、 就労支援センターアクセスの抜本的な再構築を図り、全体として効率的、効 果的な相談支援体制のあり方を検討する。
- ○財政状況が厳しいなか、公立施設の民営化を視野に入れ、現在ある社会資源 の有効活用や、制度の柔軟な運用を図りながら整備を進めていく。

## (2)目指すべき将来像

## ①窓口体制のあり方

- ○市民にとって利用しやすい相談支援体制のあり方が必要~わかりやすさ、つながりやすさ、たらいまわしにされない
- ○北部・中部・南部の市内3か所に拠点を設ける。3か所の拠点はエリアを分担して窓口機能を果たすとともに、困難な相談については相互に協力し合う

など一つのチームとして位置付ける。

- ○3障害それぞれの分野の専門性を活かしつつ、一体的な窓口体制をめざす
- ○サービス利用の申請受理や区分認定調査の実施等、障害者支援課の一部業務 を外部委託することにより、窓口機能の再編成をはかる。

## ②たまり場機能(仮称)の創設

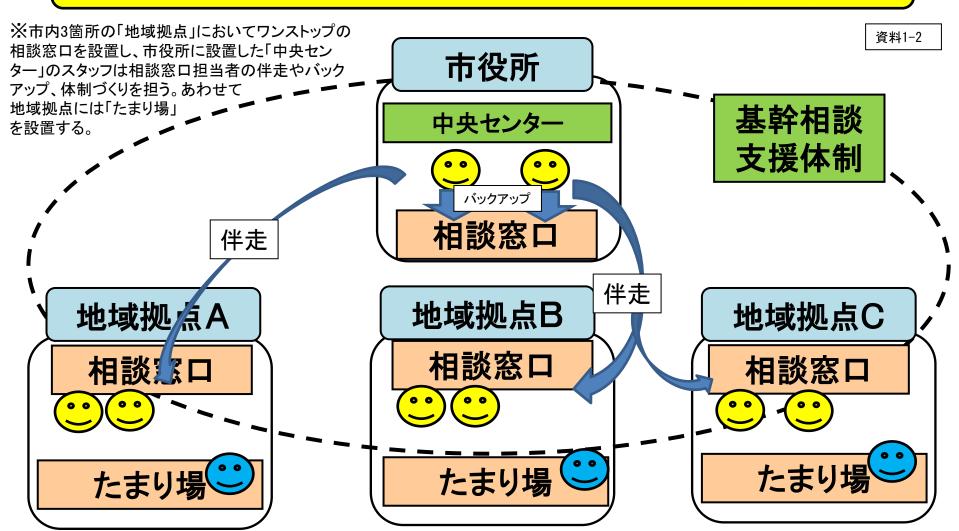
- ○企業就労者の増加や、障害のすそ野の広がり(発達障害、軽度知的障害、難病など)により、ニーズはありつつも既存の福祉サービス(通所施設、訪問サービスなど)を利用しない人、サービスにマッチしない人が増加してきた。
- ○これまでそういった人たちの支援ニーズに対して、1 対 1 の相談支援、就労 定着支援などで対応してきたが、対応しきれずに後回しになることが多くあった。
- ○そういったケースに対して、少しのサポートがあれば自分でできること、仲間がいることにより解決できることを相談支援体制の一部として取り入れる「たまり場機能(仮称)」を創設する。たまり場は、北部・中部・南部の市内3箇所の窓口拠点に付設することを想定する。
- ○たまり場には、コーディネート役、曖昧なニーズを明確化する相談対応役が 配置されることで、より効果的となる。地域の相談支援機能の一部として不 可欠な資源となると考える。
- ○たまり場の対象として、ニーズはあるもののサービス利用希望なしの人、既存のサービスではマッチしない人、一般就労している人、相談機能からこぼれている人 などを想定する。
- ○やりたいことを共にする当事者の人たちが、たまり場を活用したり、コーディネーターのサポートを得ることで、ピア活動の拠点とするとともに、ピアサポートやピアスタッフのあり方などを検討する場とする。
- ○将来的には上記のような体制を目指しつつ、第2次いちかわハートフルプランの計画期間における実現可能な範囲の取り組みとして、南八幡メンタルサポートセンターを活用した試行を提言する。
- ○具体的には、南八幡メンタルサポートセンターの活動室における「サービス につながりにくい人」「就労している人」等を主な対象としたプログラムを、 主に夜間や日曜日において、基幹型支援センターえくるや就労支援センター アクセスとの協力のもとに実施する。
- ○単にプログラムの提供にとどまらず、プログラム参加をきっかけとした相談 支援へのつなぎ、仲間づくりや自主的な活動への展開などをはかる「たまり 場機能」を持たせる。
- ○これにより、相談支援体制の一部として組み込まれる「たまり場機能」を試

行し、その成果を検証しながら次の段階の取り組みにつないでいく。

## ③全体像のイメージ~基幹相談支援体制の構築(図)

- ○①の3か所の窓口拠点を統括する中央センターを整備する。中央センターは、 3か所の窓口における相談支援をバックアップするとともに、とりわけ困難 な事例に特化して対応にあたる。
- ○中央センター及び3か所の窓口拠点を全体として、市川市における「基幹相談支援体制」と位置付ける。
- ○基幹相談支援体制には、虐待防止センターの機能の一部(相談受理、虐待を 判断するのに必要な情報の収集、具体的な救済方策の検討、後見制度へのつ なぎ等)を埋め込む。
- ○各拠点相互に、相談員の人材交流をはかり、相談支援の質の向上を担保する とともに、基幹相談支援体制を全体として機能させる。
- ○基幹相談支援体制は、グループスーパービジョンや相談支援に関する研修な どを活用して指定特定相談支援事業所の新規参入やOJTをフォローする等、 相談支援部会やISネットと協力しながら市内全体の相談支援体制の底上げ や連絡調整業務を担う。
- ○基幹相談支援体制の構築及び運営にあたっては、専門性・柔軟性・機動力などを有する民間事業者と、責務や権限を有する行政とが協働し補完し合う組織のあり方を目指す。また、相談支援部会に各拠点の評価点検機能を位置づけ、公平性や中立性を担保するとともに、基幹相談支援体制全体のモニタリングを実施し、システムの充実をはかる。

## 新たな相談支援体制について(案)



※「たまり場」とは:福祉サービスにつながらない人、サービス利用を終了した人(就労者など)などを対象とした 「居場所」や、相談支援につなげる機能をもつ場。

## 1. 就労支援担当者会議・福祉的就労担当者会議の取り組みについて

- 1) 就労支援担当者会議の取り組み
  - ①就労移行支援事業所合同体験会

【日程】11/16(日)14:00~16:30 【場所】アイ・リンクルーム

【内容】「パソコン」・「コミュニケーション」・「自己分析」・「作業」・「卒業生トーク」

②雇用促進セミナー

【日程】2015年2月頃予定 【場所】(仮)ハローワーク会議室

【内容】各事業所から就職した方にプレゼンしてもらう案を含め、内容を検討中。

- 2) 福祉的就労担当者会議の取り組み
  - ①消費税対策

市内事業所内で情報を共有し業者とのやり取りを適切に行えるようにしていくために、物品加工受託に関する確認書の書式を作成した。今後、勉強会を数回行う予定。

②事業所情報の共有

就労継続支援B型事業所のガイドブックの作成を計画している。

③事例検討会

事業所や支援者がかかえる問題(工賃向上、利用者への支援、就労支援等)を福祉的 就労担当者会議の場を活用し事例検討会をおこなっている。

## 2. 第2次ハートフルプランについて

- → 課題となっている就職後の定着支援についての意見交換
- ・マンパワーの限界のため、安定したケースへのフォローが低下している
- ・業務外の定着支援の負担を支えきれなくなってきている
- ・専門家による継続的な関わりの必要性や、職場内での当事者同士の支えあい
- ・一般就労により福祉サービスが切れてしまう
- ・ハローワークは新卒(一般)への定着支援にシフトしている
- ・立ち寄れる場所、ニーズをすくい上げる場所の必要性
- ・会社、学校、福祉サービスの対応の限界。地活の活用の必要性

以上

資料3

## 生活支援部会より

私たちの生活は、住まい、経済、活動、家事、食事、コミュニケーション、移動、余暇、等のさまざまな事柄から成り立っており、障害のある人びとが生活を送るためにそれぞれへの支援がサービスとして提供されているところです。

法的整備に伴い障害の枠組みが拡大し、障害者総合支援法の障害福祉サービスの対象も拡がっています。知的・身体・精神という類型に、医療的ケア、児童、発達障害、高次脳機能障害、難病、触法など多くの「生活のしづらさ」を持つ人びとへの支援が求められるようになっており、従事する職員には幅広いスキルが求められるようになっています。

また、平成26年4月現在で、市内の障害者手帳所持者の内、65歳以上の方の割合は全体で48.2%、身体障害者においては65%を占めており、今後はどの障害においても高齢化とそれに伴う障害の重度化が見込まれます。

生活支援部会では、「居宅支援連絡会」「日中活動支援連絡会」「グループホーム等連絡協議会」「重心サポート会議」等の"生活を支える"身近なサービスを担う現場からの声を集め、現状の把握と課題の集約、それぞれの解決・改善方法などを協議してきました。

協議の中で共有された現状と課題は以下のとおりです。

## <現状と課題>

## ◆住まい

○障害のある人びとの住まいについては、世話人等の支援を受けながら共同で暮らす場として グループホームがあります。

主に朝と夕方から夜間にかけて、食事や入浴、家事など日々の生活面をサポートし、毎日の 生活がスムーズに送れるような支援を行っています。

障害のある人びとの生活の基盤を支える大切な資源であり、親元からの自立、入所施設、精神科病院からの地域移行の際の受け皿として大きな役割を担っています。

住み慣れた地で暮らし続けたいという希望を叶えるための場、ひとり暮らしへのステップと しての場を求めるニーズは、グループホーム等連絡協議会の実施したアンケート調査の結果お よび地域移行支援の従事者が精神科病院からの声として把握しています。

家族の高齢化等により家族による支援が困難な方、家族と距離を置いた環境での暮らしを希望する方、単身生活に向けての準備を希望する方等にとって、グループホームは重要な資源であることは周知のことと考えられます。

○一方で、市川市は千葉県の中では都市部であり人口密集地であることから、地価が高く専用の施設の建設が進みにくい現状があるため、既存の戸建て住宅またはアパート、マンション等の共同住宅を借り上げてグループホームとして利用することが多くなっています。

戸建ての住宅をグループホームとして使用する際には、障害者総合支援法の設置基準以外に 建築基準法、消防法などによる規定があることから、条件を満たすために住宅の改修を求めら れることになります。

現行の建築基準法では、グループホームは建物としての扱いの規定がないため、規模・配置・

各室の独立性から判断し、寄宿舎・共同住居(アパート)・児童福祉施設等のいずれかとして 取り扱われます。そのため戸建て住宅をグループホームとして活用する場合は、上記のいずれ かに用途変更する必要があります。例えば寄宿舎に用途変更する場合は、廊下の幅、防火壁の 高さなどを基準に合うよう改修しなければなりません。

しかし、民間事業者にはそういった改修を含め設備投資を行う余裕がなく、開設に踏み出せずにいるところがあります。

○現行のグループホームでは、1年間に50日以内(連続30日以内)という期間を区切った体験宿泊が制度化されていますが、グループホームに空き室があることが前提となっているため、利用したいタイミングで体験を行うことは困難な状況にあります。

○一方で、こうしたグループホームへの入居を前提とした体験入居以外にも、将来的な暮らしの場をアセスメントするための体験住居や、現在の住まいからの一時的な避難場所としての居室などを求める声もあがっています。

○また、グループホームとは別の形で短期的・時限的に住まう場を求める声も上がっています。 市川市内には宿泊型自立訓練は存在しないため、他市の資源を利用せざるを得ず、場合によっ ては遠方の資源を利用することになる現状があります。同様に短期入所のサービスは、1か所 で提供されているものの三障害に対応しておらず、市外のサービスを利用することになります が、移動に困難を持つ人々には利用しにくい現状があります。

どのような障害があっても対応できる、身近な地域での住居サービスが求められています。

### ◆活動の場

○市川市内には日中の活動を支える障害福祉サービスとして生活介護、自立訓練(生活訓練)、 就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)があり、地域生活支援事業として地域活動支援セ ンター(I型・II型・III型)があります。

療養介護、自立訓練(機能訓練)は、市内にはなく、他市のサービスを利用せざるを得ない現状です。

- ○南部地域(江戸川以南)は北部地域と比較すると定員の少ない小規模の事業所が多く、公立 施設も2つ(同一建物)しかありません。
- ○車椅子やベッド等のまま利用可能な活動の場は、ここ数年で増えて来ていますが、毎年1~3名程度の医療的ケアを必要とする人びとが学校を卒業して社会に出てくる状況もあります。
- ○地域活動支援センターは障害ごとに機能は異なるものの、当事者同士のピア活動の場、集いの場などとして柔軟に運用されており、定期的な通所が困難な方にとっても「よりどころ」という機能も果たしています。

○市川市において、公立の通所施設は、民間の事業所が現在のように展開される以前から障害 のある人びとの日中過ごす場、社会参加の場、リハビリテーションの場等としての役割を担ってきました。

障害者自立支援法(現障害者総合支援法)施行以降、民間の事業者が事業所を開設し、それぞれ特徴を持った活動を行っています。中には重度の障害者に対応しているところもあります。 公的役割と民間の役割の整理が必要になってきています。

## ◆移動

- ○移動支援のサービスは必ずしも使い勝手がよいとはいえず、通学や通所に利用できないなど の制約もあることから、ニーズはあるものの実施する事業所が少ないのが現状で、希望しても 利用できないとの声が上がっています。支給についての判断基準が不明確なことも、実施する 事業者側からは課題となっています。
- ○視覚障害者の移動を保障するガイドヘルパーも、研修が必須になったことから、とくに若い 世代の担い手の不足が課題となっています。
- ○通所の送迎サービスについては、送迎を行っている事業所とそうでない事業所があり、公平 性という面からも利用者の不利益を生じています。

また、南部地域においては送迎を行う事業所が少なく、長時間かけて北部の通所先を利用している実態が送迎に関するアンケートで明らかになっています。

## ◆人材確保・育成

- ○朝、夜間の支援が必要なグループホームの世話人の担い手の定着が困難な状況があります。
- ○在宅生活を支えるヘルパー、とくに若い世代の担い手が少ない状況があります。
- ○余暇支援などを担う移動支援のガイドヘルパーにおいても同様です。
- ○また、医療的ケアを担うことが出来る人材の不足も課題となっています。喀痰吸引の研修には4万円の受講料が必要であり事業所の負担は大きい上、取得後に受講者が退職してしまうと 更に事業所の負担が大きくなる現状があります。
- ○通所の事業所においても、自閉症スペクトラム、強度行動障害、高次脳機能障害等のある利用者に対し、より専門性の必要な対応が必要になっています。
- ○虐待につながるようなことを未然に防止するための研修も必須となり、従業者に求められる スキルや意識はますます高いものとなってきていますが、福祉に携わる人材を確保し、その人 材を育成していくことが難しい現状です。

## ◆理解·啓発

○市川市では、障害者週間、ハートフル販売会等の機会を通じ、市民への障害理解促進の場を 作ってきています。

○平成 22 年からは、生活支援部会の中に実行委員会を作り、障害者支援課の協力の下「ハートフルセミナー」という形で障害について市民に知ってもらう取り組みを進めてきており、各回 30 名程度と小規模ではありますが市民の障害理解につながる活動となっています。

○平成 24 年の障害者週間のパネル展示(主に通所事業所)では、スタンプラリーを行い会場 (Iリンク展望室)に足を運んでいただく取り組みを行いました。

○平成 25 年には、和洋女子大学の協力を得てモデル的に「里見祭体験ツアー」を実施しました。障害を身近に感じてもらうために、学生に障害のある方と一緒に行動して学園祭の案内をしてもらう取り組みで、今年度も実施し14名の障害のある方々が参加されています。

○平成 25 年からは、障害者週間における啓発イベントとして「 I ♥あいフェスタ」を市川市と生活支援部会の中の実行委員会との協働で実施しており、今年度も実施に向けて準備を進めているところです。

以上の現状と課題を踏まえ、ハートフルプランの策定にあたり検討を希望する事項は以下のとおりです。

### ◆住まい

- グループホームの設置要件緩和
- ・グループホームの家賃補助・運営費補助の継続
- ・重度の障害者も利用できるグループホーム・短期入所の開設
- ・シェルター機能、短期的なアセスメント機能、体験宿泊機能等を持つ行政の管理する住居 の設置

## ◆活動の場

- ・公立施設のあり方の再検討と民営化に向けた具体的な取り組み
- 南部地区の事業所の計画的開設
- ・地域活動支援センターの再評価と、新規開設の検討
- ・車椅子・ベッド等のまま利用できる日中の場の整備

### ◆人材確保・育成

- ・1号および3号の喀痰吸引等研修の市川市による定期開催、事業所負担軽減の取り組み
- ・ハローワークと協働で、福祉・介護人材合同説明会・就職フェア等を実施
- ・介護職員初任者研修の実施事業所への補助金制度、もしくは市内事業所で研修を修了し、 市内事業所に入職した人への受講料返還制度の創設

## ◆移動

- ・通所先への移動手段を確保するため、乗り合いタクシー、巡回バスの利用、送迎ボランティ アなどの積極的活用に向けた取り組み
- ・通院ヘルプサービス委託事業の検討(浦安市参考)
- ・移動支援サービスの見直し

## ◆理解・啓発

- ・道路マナーに関する市民モラルの向上への取り組み
- ・小中学校への出前研修の実施
- ・バリアフリーパンフレットの作成
- ・ハートフルセミナー、障害者週間イベントの継続および活性化

## ◆その他

- ・相談窓口のわかりやすさ、つながりやすさの取り組み
- ・支援の連携を図る仕組み作り
- ・障害向けの福祉用具のパンフレット作成
- ・障害者優先調達法の積極的活用

※尚、以上の事項については、障害者支援課のみならず、障害者施設課、発達支援課、 介護保険課、地域福祉支援課等、可能な限り関連部署と合同で取り組む課題とすること。 第3回自立支援協議会 障害者団体連絡会資料

障害者団体連絡会代表 大井好美

第2回本会議(8月26日)

新庁舎建設の説明、質疑応答 危機管理課要望書の回答、質疑応答 障害者の基本特性、災害時の啓発パンフレット作成推進 12月の障害者週間の実行委員推薦派遣

## 平成27年度から第五次千葉県障害者計画がスタートします

## ~誰もが暮らしやすい千葉県を目指して~

## 千葉県障害者計画フォーラム

チーバくん

千葉県では、今年度までの第四次千葉県障害者計画に引き続く第五次千葉県障害者計画(平成27~29年度)の策定のため、法定の千葉県障害者施策推進協議会や千葉県総合支援協議会のほか、第五次千葉県障害者計画策定推進本部会を設置し、障害当事者も参加して審議を行ってきました。

今後予定している素案のパブリックコメントに先立ち、計画策定の検討状況等をお知らせし、県民の皆様に障害福祉への理解を深めていただくためにフォーラムを開催します。

## BB 平成26年 12月23日 (祝)

13:00~16:10 (開場12:15)

## 会場 千葉県教育会館

〈新館2階大ホール〉 千葉市中央区中央4丁目13-10



## 対象者

障害当事者とその家族の方、 障害福祉に従事する方、 その他障害福祉に関心のある方で あれば**どなたでも**参加できます。

## 定員300名(先着順)

車いす利用の方のための席・ 手話通訳の用意があります

参加費 無料

## 基調講演

## 障害のある人がその人らしく暮らせる社会

植草学園短期大学学長

中坪晃一氏

## シンポジウム

## 第五次千葉県障害者計画が目指すもの

## 〈パネリスト〉

社会福祉法人愛光常務理事

弁護士·國學院大學法科大学院教授

千葉県精神障害者自立支援事業協会

千葉県手をつなぐ育成会会長・市川手をつなぐ親の会会長

社会福祉法人さざんか会理事長

## 〈コーディネーター〉

植草学園短期大学学長

## 〈コメンテーター〉

千葉県健康福祉部障害福祉課長

高梨憲司氏

佐藤彰一氏

川村 全氏

田上昌宏氏

宮代降治氏

中坪晃一氏

古屋勝史

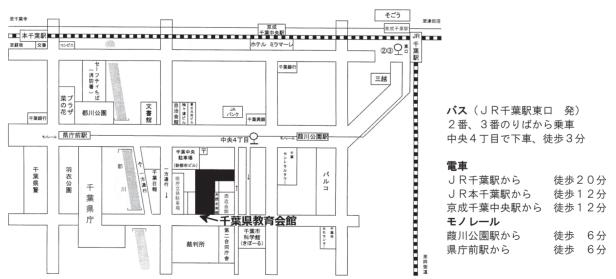
## 参加・申込方法は裏面を御覧ください

主催:千葉県・千葉県総合支援協議会

## 千葉県障害者計画フォーラムのご案内

		<u></u>		<u> Trij</u>					
	時 刻	内。容							
	12:15	受付開始							
	13:00	開会							
	13:10	基調	「障害のある人がその人らしく暮らせる社会」						
	~ 14:00	基調講演	<講師> 植草学園短期大学学長 中坪晃一 氏(千葉県障害者施策推進協	議会会長)					
	14:00	説	「第五次千葉県障害者計画について」						
	~ 14:20	崩	千葉県健康福祉部障害福祉課長 古屋勝史						
			休憩(20分)						
プ			「第五次千葉県障害者計画が目指すもの」						
			<b>&lt;パネリスト&gt;</b>						
グ			O 誰もがありのままに生活できる社会に向けた具体性のある計画 総合支援協議会会長・第五次千葉県障害者計画策定推進本部会会長	<b>高梨憲司</b> 氏					
ラ		シン	O <b>障害者の権利擁護と虐待防止</b> 施策推進協議会委員・本部会委員 権利擁護専門部会長	佐藤彰一 氏					
4	14:40 ~	ポ	O <b>障害当事者同士の支え合い</b> 精神障害者地域移行推進専門部会員 権利擁護専門部会員	川村 全氏					
	16:10	ジウ	O 保護者が期待するグループホームの役割 本部会委員 入所・地域移行等ワーキングチーム員	<b>田上昌宏</b> 氏					
		7	〇 事業者から見た地域生活の支援 施策推進協議会委員・本部会副会長 入所・地域移行等ワーキングチーム員	<b>宮代隆治</b> 氏					
			マコーディネーター> 千葉県障害者施策推進協議会会長	中坪晃一 氏					
			マコメンテーター> 千葉県健康福祉部障害福祉課長	古屋勝史					
	16:10		閉会						

## ■ 案内図



## ■ 申込方法

※ 定員を超えた場合のみ県からご連絡します

12月23日の千葉県障害者計画フォーラムに参加を申し込みます							
住所							
氏名				電話番号		参加人数	人
備考	車いす席・	手話通訳	· 点字資料	を希望しま	す (該当する方は○を)		

上記を記入し郵送、ファックス又は電子メールで12月16日までにお申し込みください。 電子メールの場合は件名を「障害者計画フォーラム」とし、本文に上記内容をご記入ください。 郵送・ファックス・電子メールでの申込が困難な方は、電話でもお受けします。

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 千葉県 健康福祉部 障害福祉課 (フォーラム担当 計画推進班)

■ 電話 043-223-2338 ■ FAX 043-222-4133 ■ 電子メールsyohuk@mz.pref.chiba.lg.jp

## 千葉県第五次障害者計画に関するフォーラムのご案内 ~誰もが暮らしやすい千葉県を目指して~

## ■千葉県障害者計画地域フォーラム(11月)

- 講演
- 最近の障害者施策の動向
- 第四次千葉県障害者計画進捗状況
- ・第五次千葉県障害者計画素案 (案) の概要

地域	圏域	日程及び 申込締切日	時間	場所	定員
北総	印旛・香取・海 匝圏域向け	11月7日 (金) 11月4日締切	17:30 ~ 19:30	千葉県印旛合同庁舎 2階大会議室 佐倉市鏑木仲田町8-1	50名
葛南	船橋・習志野・ 市川圏域向け	1 1月14日 (金) 11月11日締切	10:00 ~ 12:00	船橋市役所 502会議室(職員研修所) 船橋市湊町2丁目10-25	50名
君津	君津・安房圏域向け	11月19日 (水) 11月14日締切	10:00 ~ 12:00	千葉県君津健康福祉センター 大会議室 木更津市新田3丁目4-34	50名
山武	山武・長生・夷 隅圏域向け	11月20日 (木) 11月17日締切	14:00 ~ 16:00	大網白里市保健福祉センター 3階ホール 大網白里市大網100番地2	100名
東葛飾	柏・松戸・野田 圏域向け	1 1月25日 (火) 11月19日締切	13:30 ~ 15:30	松戸市健康福祉会館 (ふれあい22) 3階ホール 松戸市五香西3丁目7-1	50名

※各地域フォーラムのチラシについては、順次ホームページ等に掲載します。

## ■千葉県障害者計画フォーラム(12月)

- ・ 基調講演 「障害のある人がその人らしく暮らせる社会」
- ・第五次千葉県障害者計画について
- ・シンポジウム 「第五次千葉県障害者計画が目指すもの」

【定員・300名】 申込締切日12月16日

全県	12月23日 (祝)	13:00~16:10	千葉県教育会館 2階大ホール 千葉市中央区中央4丁目13-10
----	------------	-------------	---------------------------------------

■インターネットでも障害者計画やフォーラムに関する情報を掲載しています http://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/5-sakutei.html

## ■問い合わせ先

千葉県健康福祉部障害福祉課 計画推進班

電話:043-223-2338

就職を考えている 障害のある方へ

## 市川市就労移行支援事業所~合同説明会のご案内~

「就職したい! ・・・・・だけど少し不安・・・・・。」 「働きたい。でも・・・何か始めたらいにろう・・・。」 「働きたいけど、何が必要なんだろう?」 「就職するのに必要なことやスキルを身につけたい!」

そんな悩みを抱えている**煙害のある方**の就職を支援するのが、 "**就労移行支援事業所**"です。

このたび、市川の就労移行支援事業所がアイリンクに大集結!! 合同で、皆様に就労移行支援をご紹介する体験会を開催します。 5つの体験で一スをご用意しております。お気軽にご参加ください!

日時: 11月16日(日)午後2時~午後4時30分場所: いちかわアイリンクルーム(下記地図参照)

☆彡 就労移行支援を体験できる! 5つの体験スース ☆彡

パソコン・・・・ 仕事で必要なパソコン基本スキルに挑戦!

コミュニケーション・・ゲームで楽しくコミュニケーション練習してみよう!

作業・・・・・ 職場での軽作業を、実際にやってみよう! 自己分析・・・・ 自分の性格や仕事適性をみつめてみよう。

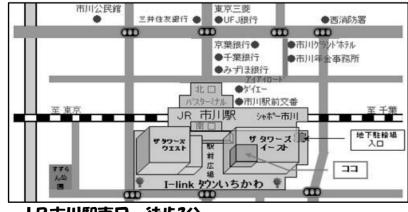
卒業生トークショー・・・ 卒業生に職場での生の声をきいてみよう!

主催:障害者就業・生活支援センターいちされん

共催:市川市 参加事業所(順不同)

エヌフィットキャリアカレッジ・えるワーク・メロディーフラッグ・パル 障害者就職サポートセンタービルド・第1レンコンの家・障がい者就職塾市川校 リボン行徳駅前校・南八幡ワークス・リバーサル市川・ユースキャリアセンターフラッグ

【会場のご案内】



JR市川駅南口 徒歩2分 市川市市川南1丁目1番1号 ザ タワーズイースト3階

## ☆手話通訳あり

- ☆入場料無料
- ☆事前申込不要
- 《お問い合わせ先》

障害者就業・生活支援センター いちされん

TEL 047-300-8630 FAX 047-300-8631

Email info@ichisaren.com

重症心身障害児者とは重度の肢体 不自由と重度の知的障害が重複し た状態の方のこと。

# 重症心身障害児者支援研修会

第1回

日時:平成26年11月19日(水)

 $19:00\sim 21:00$ 

場所:市川市急病診療・

ふれあいセンター2 階集会室

講師:浅田二朗作業療法士

内容: 「頭部・体幹の構造と運動を理

解しよう!!」

~解剖学・運動学の視点より~

実技をまじえながら行います。

第2回

日時: 平成26年12月9日(火)

 $19:00\sim 21:00$ 

場所:市川市急病診療・

ふれあいセンター2 階集会室

講師:浅田二朗作業療法士 内容:「**頭部・体幹を動かして** 

みよう!!」

利用者の様態をイメージしながら の実技中心となります。 障害のある方が地域で自分らしく生活をしていくためには、様々な支援が 必要ですが、重度の重複障害のある重症心身障害児者の方たちには、それに も増した支援が必要です。

私たち重症心身障害児者サポート会議では、平成18年度から、重症心身 障害児者の方たちへの理解を深めることを中心に、医療的ケアを含めて、身 体の動かし方や摂食、呼吸等重症心身障害児者の介助等について研修を実施 してきております。

一昨年の浅田講師による「肩関節の構造と運動を理解しよう」、昨年の「下肢の構造と運動を理解しよう」に引き続いて、「頭部・体幹の構造と運動を理解しよう」とのテーマで左記のとおり、2回に分けて実技を交えながら実施いたします。

今年度のテーマは、重症心身障害児者の基本的問題である**脊柱変形**―側彎のみならず、次年度以降のテーマとなるであろう**呼吸障害・摂食機能障害**にも関連する基礎知識となります。

今回初めての方も、是非、お誘いの上、参加ください。

○ さあ!ー緒に楽しく、○ 学びましょう!!



2回で行います。

*是非、ご参加ください!!* 

## 重症心身障害児者支援研修会申し込み書

①第1回研修会 ②第2回研修会 の研修会に参加いたします(参加する研修会を○で囲んでください。)。 研修会2回とも参加していただければと考えていますが、1回だけでも参加できます。

所属(事業所名等)					
連	絡	先	電話	FAX	
参	加者	名			

※申込先: 障害者地域生活支援センター 電話:047-370-1871 Fax:047-370-1872 担当:新正 このまま、FAX で送信してください。 申込みは前日の18日(火)までにお願いします。

※当日の服装: 動きやすい服装でお願いします。



『障害を知ろう!かかわろう!』

をテーマにした講座があるよ

## 平成26年12月7日(日) 10時~16時

イベント 大会議室 展示室 開会•来賓挨拶 ワークショップ遊び場 10:00 チャレンジドミュージカル 10:25 11:30 ハートフルセミナー ① 12:40 ハートフルセミナー ② 16 時まで 13:25 きゃらばん隊 空 『 | ♥あいフェスタ』実行委員会 渡辺 レンコンバンド 14:35 市川市福祉部障害者支援課 15:40 I ♥ 1 グランプリ表彰式 南八幡メンタルサポートセンター内

TEL 047-376-6466 FAX 047-376-6677



みなさんの好きな作品に投票して

【 I ♥ 1 (あいわん)グランプリ】

下さい。

決定します!!

Free Graphics by hibana